

岩手県立二戸病院テレビ付き床頭台設置仕様書

設置するテレビ付床頭台は、以下の仕様によるものとする。

1 プリペイドカード

1枚あたり1,000円とすること。

2 床頭台

- (1) 概ねW500mm×D500mm×H1,300mm程度(テレビ部分含む)のサイズとし、療養環境の向上につながる機能及び形状を有すること。(テレビ部分の上にさらに収納スペースがある場合はH1,300mm以上でも可。)
- (2) 患者がテレビを見る場合に、見やすいように向きや角度を調節することができること。
- (3) 本体は、病室と同系統色または木目調とすること。
- (4) 貴重品を保管するため鍵付金庫を備え付け、鍵の管理が簡単で職員に負担がかからないこと。
- (4) 貴重品を保管するため鍵付の引き出し、または鍵付金庫を備え付けること。
鍵の管理が簡単で職員に負担がかからないこと。
- (5) 患者等が鍵を紛失した場合は、事業者が対応し交換すること。
- (6) プリペイドカードの使用状況が確認できるタイマー等を設置すること。

3 テレビ

- (1) 冷蔵庫共用プリペイドカード式とし、カード使用状況が表示されること。
- (2) 視聴時間は1,000円あたり1,800分を下限とすること。
- (3) 床頭台に収納可能なサイズとすること。
- (4) 地上デジタル放送対応とすること。(アナログの場合はアナログ放送終了前までに地上デジタル放送対応のテレビに切り替えること。)
- (5) 視聴時に隣接患者の迷惑にならないよう、装備等により対策を講じること。

4 冷蔵庫

- (1) テレビ共用プリペイドカード式とし、カード使用状況が表示されること。
- (2) 容量は概ね10～20リットル程度を有し、床頭台に収納されていること。
- (3) 静音設計であること。(使用時18db以下程度が理想)

5 プリペイドカード販売機及び精算機

- (1) 販売機は各病棟のデイルーム等に各1台、合計5台設置すること。
- (2) 精算機は地下ホール等に1台設置すること。
- (3) 10円単位で清算できること。
- (4) 盗難防止装置及び転倒防止装置が付いていること。

6 保守関係

- (1) テレビ付き床頭台、プリペイドカード販売機及び精算機の設置及び維持修繕は事業者が責任を持って行い、これらに要する経費は事業者が負担する。
- (2) カード補充及び精算機補充を随時実施し、カード利用実績計算書を毎月病院長に提出すること。
- (3) 故障時等に迅速に対応できるよう体制を整備すること。

7 NHKとの受信契約

事業者においてNHKと受信契約を締結し、受信料は事業者が負担することを不動産使用許可を行う場合の条件とし、不動産使用許可指令書に記載することとする。